R7.4.1現在

# 移住支援助成金 該当要件確認フローチャート

**転入時期**

①転入後１年以内である

いいえ → 非該当

はい ↓

**移住・通勤前住所**

②住民票を移す【直近10年間のうち通算5年以上】
及び【直前の連続して1年以上】
「東京23区在住」または
「東京圏在住かつ東京23区内へ通勤」していた
※居住地は住民票に基づいて判定します

※東京圏＝東京都（２３区以外）、
埼玉県、千葉県、神奈川県
（ただし条件不利地域を除く）

いいえ → 非該当

はい ↓

**移住後の仕事**

④-1本市を生活の拠点として、テレワークで移住元（転入前）の仕事を引き続き行っている（またはその予定）
※原則、恒常的に通勤しない。かつ週20時間以上勤務すること。
※所属先企業等から通勤手当として定期券相当分の交通費の支給を受けていないこと。

はい ↓

いいえ →

④-2栃木県企業情報掲載サイト「WORKWORKとちぎ」を通じて週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職し、現在まで在籍し、5年以上継続の意思がある（またはその予定）

はい ↓

いいえ →

④-3「地域課題解決型創業支援補助金」を利用して起業した（またはその予定）

はい ↓

いいえ →

④-4那須塩原市チャレンジファーマー事業のうち、応用コースの受講を3か月以上継続し、農林水産業に就労する見込みがあること（またはその予定）

はい ↓

いいえ → 非該当

**その他**

⑤5年以上定住の意思あり ⑥市税の世帯滞納なし
⑦過去10年において申請者を含む世帯員として助成金を受給していない
いずれも該当しますか？

いいえ → 非該当

はい ↓

## 申請いただける可能性が高いです

※申請には、別途担当者が個別に詳しいヒアリングを行います。
※このフローチャートは申請が可能であるかの目安としてご利用いただくことを目的としています。
助成金が交付されるかどうかは、提出いただいた申請書類に基づいて審査し判断いたします。
申請の結果、不交付となる場合もありますので、あらかじめご理解のうえ相談・申請してください。

**申請書類を審査の上、該当者に◆ 世帯100万円・単身60万円を助成します**

**◆ 18歳未満のお子さん ひとりにつき100万円加算します**